

2025年日本国際博覧会における水道衛生対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場における水道衛生対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）その他関係機関と連携し、次の事業を実施することで博覧会の会場内における水道衛生対策の徹底を図る。

- （１）水道法で規定する専用水道（以下「専用水道」という。）に対する監視指導及び水質検査
- （２）専用水道の管理者等（以下「管理者等」という。）に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理の推進
- （３）水道衛生に係る苦情相談等対応

3 対象施設

博覧会の会場内に敷設された専用水道

4 実施内容

会場衛生監視センターは、博覧会の開催前及び開催中に次のとおり対象施設の監視指導その他必要な対策を実施する。

（１）博覧会開催前の対策

管理者等に自主管理点検表等の啓発資材を配付するとともに、大阪市専用水道維持管理要領に基づく適正な維持管理について指導を行う。

（２）博覧会開催中の対策

ア 施設の監視指導

対象施設について、大阪市専用水道監視指導要領（以下「指導要領」という。）に基づく立入検査を実施する。また、立入時には、各施設において必要な水質検査を実施し、検査結果に応じて管理者等への指導を行う。

イ 苦情相談等対応

水道衛生に係る苦情相談等が寄せられた際には、詳細な内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、管理者等に対して指導を行う。
また、適宜、協会等の関係機関に情報提供を行う。

ウ 改善措置等

ア又はイにより、水道衛生上の危害の発生又はその疑いがあると認めるときは、指導要領に基づき適切な措置を講ずるものとする。

５ その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

令和６年７月23日策定